熊谷市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条 熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、同法第５条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施等、交通政策を推進するため設置する。

（事務所）　第２条 交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１に置く。

（業務）

第３条 交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様の協議に関すること。

（２）　交通計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条 交通会議の委員は次に掲げる者とする。

（１）熊谷市副市長(総合政策部に属する事務を担任する副市長に限る)

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体

（４）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（５）住民の代表

（６）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（７）熊谷警察署長又はその指名する者

（８）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

（９）道路管理者

(10) 鉄道事業者

(11) その他交通会議が必要と認める者

（役員の定数及び選任）

第５条 交通会議に次の役員を置く。

（１）会 長 １人

（２）副会長 １人

（３）監 事 ２人

２ 会長は、熊谷市副市長をもって充てる。

３ 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。

４ 会長、副会長及び監事は兼ねることはできない。

（役員の職務）

第６条 会長は交通会議を代表し、その会務を総括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

３ 監事は、交通会議の会計を監査する。

（委員の任期）

第７条 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は再任されることができる。

（会議）

第８条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２ 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

３ 会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

４ 会議の議決は、出席委員の３分の２以上で決する。

５ 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

６ 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

７ 前６項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第９条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（小委員会）

第１０条 第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、また、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

２ 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

ただし、道路運送法第９条第４項に規定する運賃等を協議するために置いた小委員会については、以下のア～エに掲げる者を構成員とする。

ア　熊谷市

イ　当該一般乗合旅客自動車運送事業者

ウ　関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

エ　熊谷市長が住民の意見を代表する者として指名する者

（事務局）

第１１条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、熊谷市総合政策部企画課に置く。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１２条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１３条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１４条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（財産の移管）

第１５条 交通会議は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

（委任）

第１６条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２１年２月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年２月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年５月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月２８日から施行する。